

# —— 代 議 員 選 挙 規 程 ——

(平成25年9月2日改正)

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の定款第17条に基づき、代議員の選挙及び選任に関し必要な事項を定める。

(選 挙)

第 2 条 代議員は、正会員による選挙で選出する。

(定 数)

第 3 条 代議員の定数は、概ね正会員400人の中から1人の割合をもって定めることとし、理事会において定数を定める。

(選挙の管理)

第 4 条 この選挙は、理事長がこれを管理する。

(選挙人及び被選挙人の資格)

第 5 条 この選挙の選挙人及び被選挙人は、次の者とする。

- (1) 選挙の行われる年の前年11月30日にこの法人の会員名簿に記載されている正会員とする。但し、12月1日以後、投票までの間に正会員でなくなった者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。

(立候補)

第 6 条 代議員になろうとする者は、立候補の届を所定の期日までに理事長に提出しなければならない。

(立候補者の公示)

第 7 条 理事長は、代議員候補者名簿を作成し、選挙人に公示（電子公告による。以下同じ。）しなければならない。

(選挙方法)

第 8 条 この選挙は、被選挙人資格を有する代議員候補者に対する信任投票をもってこれを行う。  
2 投票にあたっては、信任しない代議員候補者については、その欄に×印を記入し、信任する候補者については、その欄に何らの記載もしないで投票する方式によるものとする。

(投票用紙の管理)

第 9 条 総務部長は、投票期間中に郵送された投票用紙を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開 票)

第10条 この選挙の開票は、理事長の指名する理事6名以内の立ち会いのもとで理事長が行い、総務部長が補佐する。

2 開票中に発生した疑義は、立ち会いの理事が判定する。

(当選者)

第11条 この選挙の当選者は、信任数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数のときは、理事長が抽選で決定する。

3 立候補者が定数以下のときは、立候補者を無投票当選とする。

(結果の公示)

第12条 理事長は、選挙の結果を信任数とともに、公示しなければならない。

(欠員の補充)

第13条 代議員の欠員は補充しない。

(実施細目)

第14条 この規程について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第15条 この規程の変更は、理事会の議決によりなす。

## 附 則

本規程は平成23年11月1日から実施する。

本規程は平成25年9月2日から実施する。